

## I 投開票速報の概要

県委員会は、参議院議員通常選挙の結果を速やかに選舉人に知らせるため、市町委員会及び報道機関の協力のもとに、報道機関に対して速報を行うものとする。

### 1 速報の内容

#### (1) 投票状況

区分	種類	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
選舉区	確定	9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時 (別表第1による。)	各速報指定時刻の30分後 (20時現在については 21時まで)	印 刷 (第1号様式)
選舉区	確定	23時まで (確定次第発表)	印 刷 (第2号様式の1) (その1)・(その2)	印 刷 (第2号様式の2)

#### (2) 開票状況

区分	種類	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
選舉区	確定	21時30分、21時50分 以後30分間隔 (別表第2による。)	各速報指定時刻の30分後	印 刷 (第3号様式)
比例代表	確定	確定次第直ちに	市町からの確定速報を取りまとめて、23時に総務省に速報の後、中間状況を発表 (以後1時間後ごと)	印 刷 (第4号様式) (第5号様式の1) (第5号様式の2)

## 2 速報の方法等

### (1) 投票状況中間速報（選挙区）

- ①市町委員会は、直接県委員会に、選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第1。P 7）に定める時刻に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより投票状況の速報を行うこと。
- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう、態勢を整えておくこと。
- ③速報については、選挙区投票状況中間速報票（第1号様式。P 6）を使用すること。

### (2) 投票状況確定速報（選挙区、比例代表）

- ①市町委員会は、直接県委員会に、確定次第直ちにパソコンネットワーク及びファクシミリにより、速報を行うこと。
  - ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
  - ③速報については、投票状況確定速報票（第2号様式。P 11）を使用すること。
- （3）開票状況中間速報（選挙区）、開票状況確定速報（選挙区、比例代表）
- ①市町委員会は、直接県委員会に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、次のとおり速報を行うこと。

	開票状況中間速報	開票状況確定速報
選挙区	選挙区開票状況中間速報票 (第3号様式。P 17)	選挙区開票状況確定速報票 (第4号様式。P 22)
比例代表		比例代表開票状況確定速報票（総括表） (第5号様式の1。P 25) 比例代表開票状況確定速報票（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧） (第5号様式の2。P 26～28)

④市町委員会の速報担当者は、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会から連絡があるまでは待機すること。

### (4) その他

- 県委員会において受信するファクシミリ 5台（代表方式）  
代表番号  
0 8 7 - 8 3 5 - 8 5 4 4
- 市町委員会は、あらかじめ短縮ダイヤルとして登録する等の準備をしておくこと。

	開票状況中間速報	開票状況確定速報
選挙区	パソコンネットワーク ファクシミリ	パソコンネットワーク ファクシミリ
比例代表		

②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう態勢を整えておくこと。

③ファクシミリによる速報に使用する様式については、次のとおりとする。

## II 投票状況速報

### 1 投票状況中間速報（選挙区）

市町委員会のうち、高松市にあつては標準的な5投票区を抽出し、その他の市町にあつては標準的な2投票区を抽出して、選挙区の投票状況をパソコンネットワーク及びファクシミリにより県委員会へ連絡すること。

なお、抽出する投票区は、原則として平成26年執行の衆議院議員総選挙で抽出した投票区とすること。

#### (1) 速報事項

選挙区投票状況中間速報票（第1号様式 P6）のとおり。

#### (2) 速報指定時刻

選挙区投票状況中間速報時刻表（別表第1。P7）による。

#### (3) 発 表

県委員会は、選挙区投票状況中間速報集計表（第1号様式 P8～P9）により集計し、各速報指定時刻の30分後に抽出投票区の平均投票率を（P8参照）、20時現在については1時間以内に県全体の推計投票率を（P9参照）、それぞれ印刷発表する。

### 2 投票状況確定速報（選挙区、比例代表）

市町委員会は、選挙区及び比例代表の投票状況確定結果をとりまとめ、パソコンネットワーク及びファクシミリにより報告すること。

#### (1) 速報事項

投票状況確定速報票（第2号様式 P11）のとおり。

#### (2) 速報指定時刻等

確定後、次のとおり速報を行うこと。

- ・パソコンネットワーク 確定次第直ちに速報を行うこと。
- ・ファクシミリ „

#### (3) 発 表

県委員会は、選挙区及び比例代表ごとに、投票状況確定速報集計表（第2号様式の1（その1、その2）、第2号様式の2（その1、その2）。P12～P15）により集計し、それぞれ23時までに印刷発表するものとすること。

#### (4) その他

①市町委員会は、投票状況確定速報に異動を生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。

この場合の電話は、087-832-3095を使用すること。

②市町委員会からなされた速報の内容に関する県委員会から電話照会することもあるので、市町委員会の速報担当者は、投票状況確定速報の報告を終えた後も待機しておくこと。

### III 開票状況速報

#### (2) 開票状況確定速報（比例代表）

比例代表の開票状況の速報は、確定速報のみとし、比例代表の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うものとする。

##### ① 速報事項

① 比例代表開票状況確定速報票（総括表）（第5号様式の1。P2.5）及び同（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（第5号様式の2。P2.6～P2.8）のとおり。

##### ② 速報のタイミング

確定後、次のとおり速報を行うこと。

- ・パソコンネットワーク 確定次第直ちに速報を行うこと。
- ・ファクシミリ  
〃

##### (3) 発表

##### ③ 発表

##### 【中間開票状況】

市町からの確定速報を取りまとめて、23時に総務省に報告した後、比例代表開票状況確定速報集計表（総括表）（第5号様式の1。P2.9）及び同（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（第5号様式の2。P3.0～P3.2）を印刷物により発表する。（以後1時間ごと）

#### (1) 開票状況確定速報（選挙区）

選挙区の開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行う。

##### ① 速報事項

選挙区開票状況確定速報票（第4号様式。P2.2）のとおり。

##### ② 速報指定時刻等

確定後、次のとおり速報を行うこと。

- ・パソコンネットワーク 確定次第直ちに速報を行うこと。
- ・ファクシミリ  
〃

##### ③ 発表

県委員会は、全市町が確定次第、選挙区開票状況確定速報集計表（第4号様式。P2.3）により集計し、印刷登表する。

#### (3) その他

選挙区及び比例代表の確定速報が終わった市町委員会は、以後の速報は打ち切るものとするが、市町委員会の速報担当者は、県委員会からの連絡があるまでは待機すること。

#### IV 投開票速報体制

